

特別支援教育

1 特別支援教育の推進について

(1) 高等学校における特別支援教育の推進

特別支援教育については、学校教育法等の改正により平成19年4月から新たな制度としてスタートしてから2年余りが経過している。

文部科学省による平成21年3月の調査では、地域差や課程・学科による差異はあるものの、生徒総数の約2%程度の割合で発達障害等により困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺えるとされており、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

学校教育法の改正

平成19年4月、改正学校教育法が施行されたことにより、特別支援教育が法的にも位置付けられた。学校教育法第81条第1項では、高等学校においても障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が明記されている。

(2) 新学習指導要領における特別支援教育

第1章第5款の5教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項において、現行では、学習の遅れがちな生徒と障害のある生徒に対する配慮事項が併せて示されていたところが、今回の改訂においては、それぞれ別個に示されている。

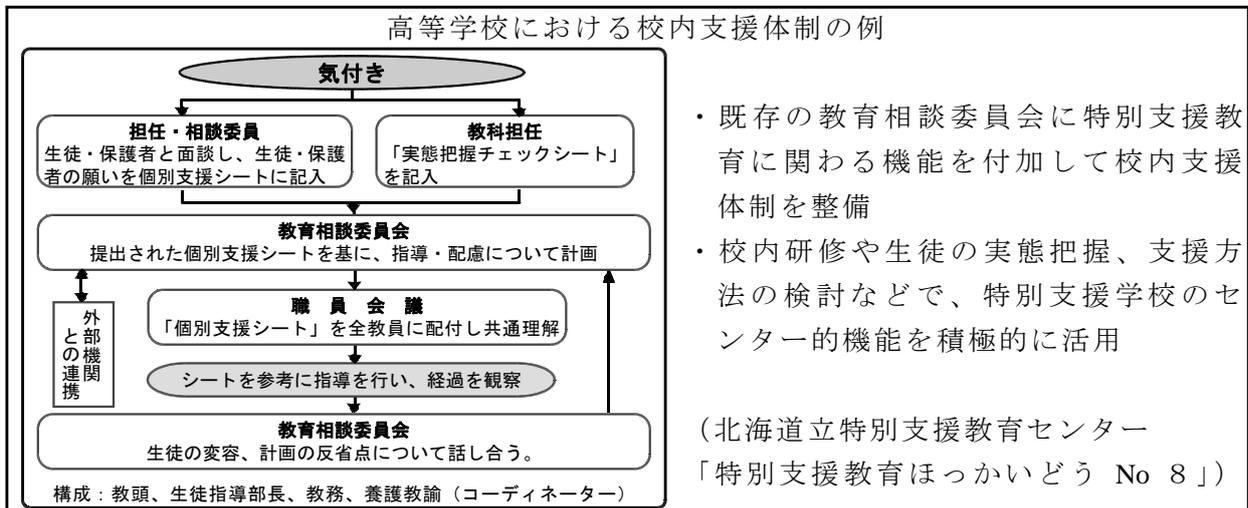
5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ア 校内支援体制の整備

担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

高等学校における校内支援体制の例



イ 特別支援学校等の助言又は援助

改正学校教育法では、特別支援学校は、高等学校等の要請に応じて、高等学校等に在籍する障害のある生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める（同法第74条）ものと規定されている。今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わっている。

ウ 個別の指導計画の作成

個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行うため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用し、指導に当たっては、例えば、障害のある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

個別の指導計画の作成と活用のポイント

個別の指導計画			
平成20年度	1年3組3番	氏名 ○ ○ ○ ○	性別 男
学習・生活等の様子や課題（困難さを感じていること）			
○言葉の行き違いから、他の生徒とトラブルになることがある。 ○規則やルール、取り組み方にこだわりすぎて、非常に動揺したり、学習や活動への取組が遅れたりする。 ○板書をノートに写すのに時間を要し、授業時間内に書ききれないことがある。			
本人の願い	友人をつくりたい。学習に取り組みながら進路について考えたいと思っている。		
保護者の願い	社会性を身に付け、落ち着いて学校生活を送ってほしい。		
目 標	長期目標	他の生徒とかがわかる経験を多くし、自分の感情をコントロールする力を高める。	
	短期目標	感情的になった時には、場を変えるなどして気持ちを落ち着かせることができるようになる。	
支 援 の 方 針	○休み時間にトラブルになることが多いので、学年所属の教職員はさりげなく、本人の近くで様子を見る。 ○感情が高まった場合は、他の生徒とのトラブルになる前に場を変えるなどして気持ちを落ち着かせるようにする。 ○友人との関係でトラブルが起きた時には、個別に対応する。相談室等を利用して状況を振り返り、自分や相手の気持ち、かわり方等の理解を促す。 ○本人の思いや行動を否定するのではなく、時間の許す限りじっくり話を聞き、望ましい行動について考えさせるようにする。 ○困ったことがないか言葉をかけて確かめたり、困った時には援助を求めたりするように促す。 ○よい行動のモデル（本人があがられているBさん）を示しながら、個別に言葉かけをして行動を促す。		
H R ・ 教 科 に お け る 支 援 策	担 当	H R 担任	生徒指導〔共通〕
	対 応	○本生徒の困っていることの把握とトラブル時に個別対応を行う。 ○家庭との連携を行う。	○本生徒の相談に応じ、一緒に対応策を考え、ロールプレイなどを行う。 ○カウンセラーや医療機関との連携を行う。
	支 援 策	○本生徒の困っていることの把握とトラブル時に個別対応を行う。 ○家庭との連携を行う。	○規則やルールを守ることは大切であるが、過度になり柔軟に対応できなくなっていることはないか把握し、対応する。 ○頑張れたことなどの評価は、言葉で伝える。
評 価	各 教 科 〔 共 通 〕	進 路 指 導 〔 共 通 〕	コ ー デ ィ ナ ー
支 援 策	○授業開始時に学習の流れを説明し、見通しを保ちやすくする。 ○書く時間を保障し、説明を聞きながら書くことがないようにする。 ○問題文のキーワードやポイントを分かりやすく板書する。 ○色チョークを活用する。	○コンピュータを操作することが好きなので、大学や専門学校で専門的なことを学び、コンピュータ関係の職業に就きたいと考えている。 ○インターシップはコンピュータ関連の企業で実施し、自己理解と職種を理解を促す。	○保護者との懇談には同席し、学校の対応についての窓口となる。 ○必要に応じて関係機関との連携を行う。
評 価			

活用のポイント①
困難が生じている状況を教職員全体が理解することで、支援の輪が広がられます。

作成のポイント①
本人や保護者の願いからスタートします。

作成のポイント②
短期目標を達成するための支援の方策を考えます。

活用のポイント②
本人の特性に応じた支援の方策について、教職員が同じ対応をすることで、効果的な支援となります。

活用のポイント③
生徒指導・学習指導・進路指導について関係する教職員が共通して行う配慮や支援を明確にすることで各指導場面に生かしていくことができます。

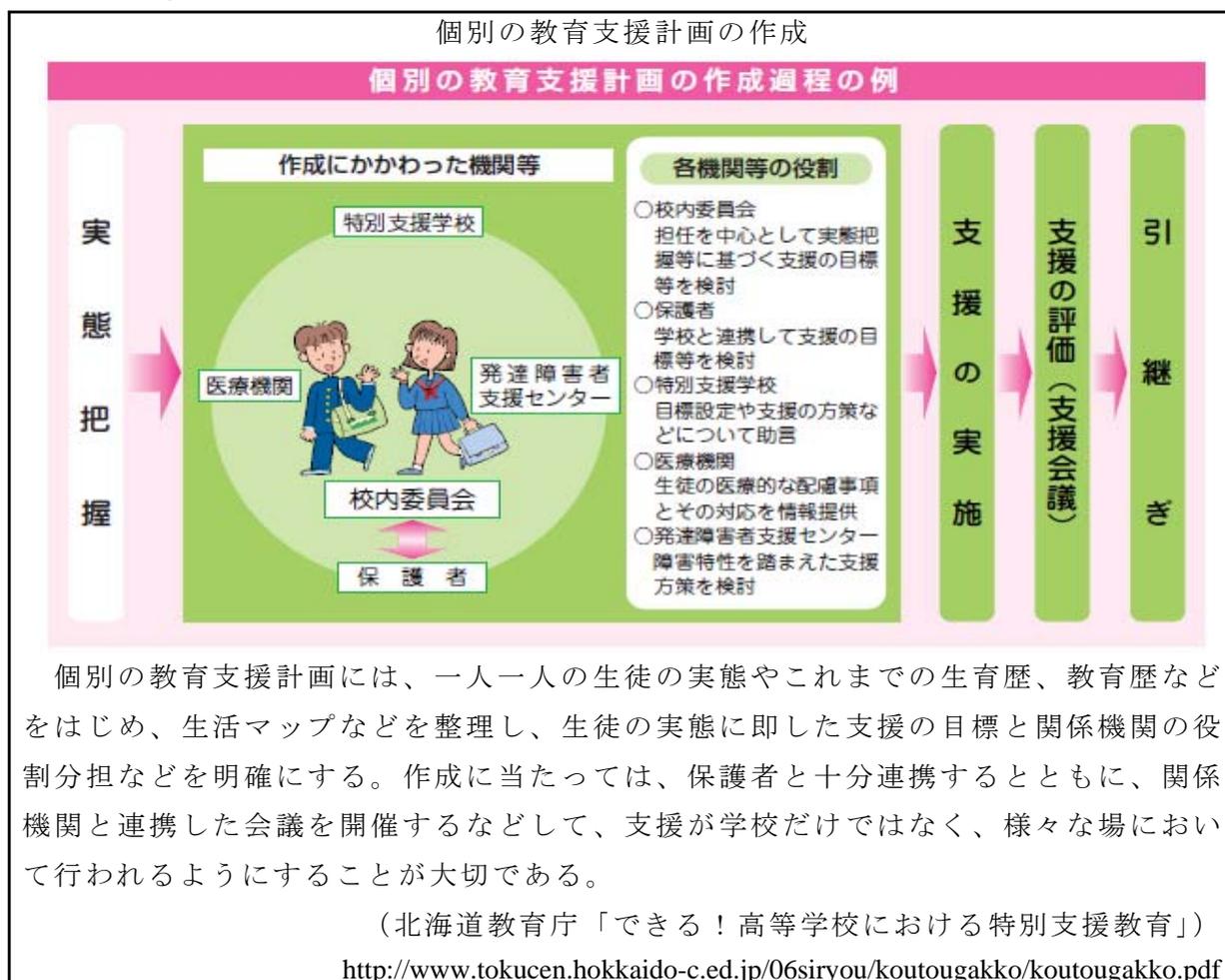
活用のポイント④
配慮や支援の方策が適切であったか、効果はあったかなどについて評価し、目標や手立てを修正します。本人を評価するものではありません。

（北海道立特別支援教育センター「研究紀要第22号」）

エ 個別の教育支援計画の作成

障害のある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、

長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。



オ 各教科の履修等

障害のある生徒については、学校教育法施行規則に「児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。」（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用される第54条）と定められている。このため、障害のある生徒などに対しては、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（総則第2款の2のただし書き）、必履修教科・科目の単位数の一部減（総則第3款の1のただし書き）、各教科・科目の内容の選択（総則第5款の2の(4)）などの方法を活用し、生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

2 高等学校における特別支援教育の実践

(1) 高等学校における発達障害支援モデル事業

（平成19～20年度 北海道名寄農業高等学校の取組）

本事業は、「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）の規定及び特別支援教育の理念に基づき、高等学校等において、発達障害により学習や生活の面

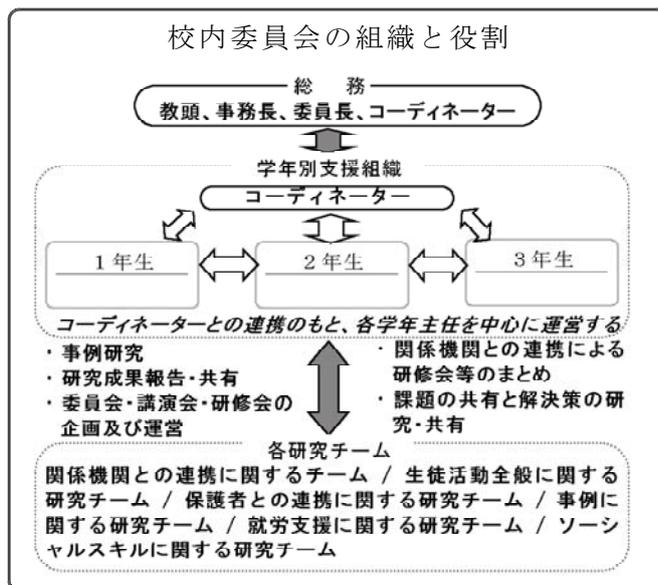
で特別な教育的支援を必要としている生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うことは喫緊の教育課題であることから、発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方についての実践的な研究をモデル校において実施し、その研究成果を全国に発信することにより、高等学校等における特別支援教育を推進するとともに、支援の在り方に関する今後の検討に資することを目的としている。

北海道においては、平成19年度から北海道名寄農業高等学校が指定を受けて実践的な研究を進め、平成21年3月に報告書をまとめたところである。名寄農業高等学校の特色ある取組は、以下のようなものである。

ア 校内委員会（SNE委員会）の組織と役割

校内委員会を図のように組織し、研究チームを編成し、連携を図りながら業務を分担した。校内委員会が果たす役割は、以下の通りである。

- ・発達障害に関する研修会の企画
- ・担任の悩みを受け止め支援策を考える
- ・専門家との連絡調整を行う
- ・保護者に対する相談窓口となる等

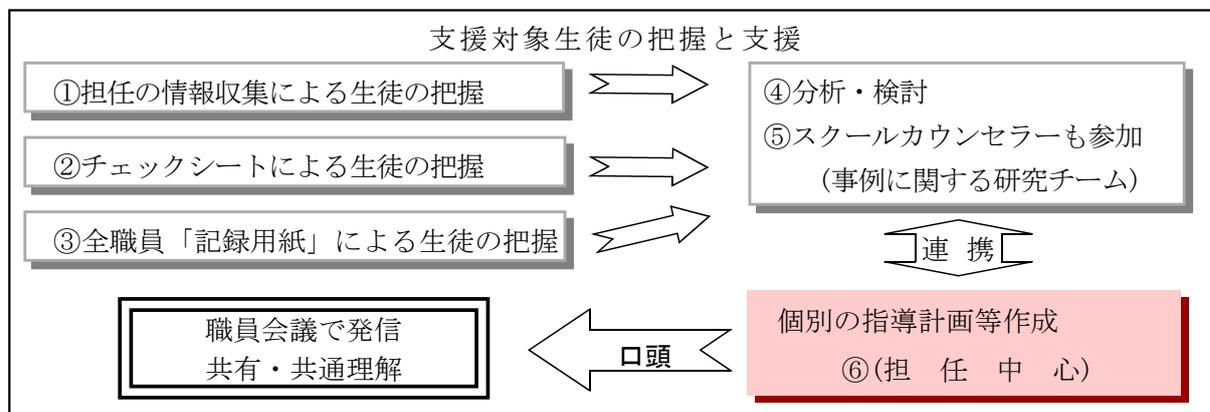


イ 外部関係機関と連携した校内委員会（SNE委員会）の運営

大学の教官、医師、職業安定所職員、特別支援学校教員、教育委員会職員がモデル事業研究委員会委員として、随時、校内委員会に参加した。専門機関の職員が校内委員会に参加することで、生徒理解が深まり、指導の方向性を明確にすることができた。

ウ 生徒の実態把握について

生徒の生育歴、授業、生活面の様子を整理した資料を整えるとともに、スクリーニングチェックを行い、コーディネーター、担任、校内委員会を中心に「分析委員会」を結成し、「個別の指導計画」等の作成を行った。



エ 支援の方策を考える視点

「発達障害のある生徒に適切に対応する方法や授業の仕方はすべての生徒にとって有効である」と考え、次の視点から支援の方策を考えて進めた。

視 点	キーワード
学習環境	・教室環境の配慮 ・学習時のルールを決める ・座席の配慮 ・学習への見通しをもたせる
授業の組み立て	・集中力を意識した時間配分 ・学習内容の工夫 ・体験活動を取り入れる
指示・発問の仕方	・聞く姿勢をつくってから話す ・具体的に、わかりやすく、短く
発表・指名の仕方	・良い発言・発表はほめる ・自信をもって発言できるようにサポート
個別のかかわり	・数分でもじっくりかかわれる時間をとる
ノート指導	・少ない量で大切なところを強調する ・書きやすい用紙を用意する
教材教具の工夫	・楽しめる教材教具 ・補助教材の活用 ・視覚・聴覚など五感を活用した教材教具

オ 周囲の生徒の理解を促すための取組

高等学校では、授業やホームルーム等の集団の中で一人一人の自立を促す指導を行うことが求められていることから、障害のある生徒もそうでない生徒も共に生かしていく指導を工夫することが必要である。

第3学年のホームルーム活動年間計画（例）

4月	○態度教育の徹底 ○改善シート ○交換ノート（LHR）	●挨拶、清掃、身だしなみなどの意義を再確認し、「凡庸徹底」する大切さを認識させる。 ●一人1冊自分の目的に応じてノートに書き毎日提出。ノートには必ずコメントを添え、やる気を出す賞賛を与える。
5月	○自己の強みと適性を知る ○自己アピールプレゼンテーション（LHR）	●これまで書きためてきた自分の長所とさらに発掘したものを①生まれもった強み、②努力して身につけた強みに分け、強みを差別化する。 ●自分の長所をもとに100字の自己アピール文を完成させ、朝のSHRで発表し、聞き手は評価表にコメントを記入して発表者に渡す。
6月	○優先順位のつけ方（LHR）	●学校生活、家庭生活の中で自分の行動を「緊急度」と「重要度」の高低で4つに分け、今自分が何をすべきか明確にし、優先順位をつけて行動する。

研究の成果として、発達障害のある生徒の指導に当たっては、これまで、教職員個々の経験に頼ってきたが、特別支援教育についての共通理解を図ることにより、学校全体で組織として取り組む体制ができたこと、学校として「支援が必要」と判断できたら、躊躇せず支援をするようになったこと、支援を必要とする生徒のみならず、障害のない生徒の学習効果も高まり、障害のある生徒への理解の促進が図られたことなどがあげられる。

(2) 高等学校における発達障害のある生徒への進路指導の取組

高等学校における発達障害のある生徒への進路指導では、生徒自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもって主体的に自己の進路を選択・決定し、自己実現を図っていくことができるように工夫することが大切である。

ア 適切な自己理解

発達障害のある生徒は、自己評価が低かったり、客観的に自己評価することが難しいなど、自己を理解する力に課題があることが考えられる。インターンシップなどの実際の体験を通して、自分の（障害）特性、長所、短所、興味・関心、適性、学力等を客観的に理解できるようにすることが大切である。

イ 進路に関する情報の収集

発達障害のある生徒は、興味・関心の狭さから、進路先についての認識が表面的なとらえになる傾向があるため、進路希望が特定の職業や学校種に偏ることがないように留意する必要がある。インターンシップ、ボランティア活動、学校説明会等の機会を活用し、社会生活や進路に関する情報を可能な限り体験的に得ることが必要である。

ウ 進路希望を実現するための目標の設定

発達障害のある生徒には、長期的な目標を設定し、そこに至るための具体的な計画を立てる際に支援が必要となる。進路選択に当たって、教職員や保護者はよき相談者として支援し、本人自身が決定するようにかかわることが大切である。

エ 関係機関との連携

進路希望を実現するため、必要な関係機関と連携し、必要に応じて社会生活への移行に必要な支援計画を作成することが効果的である。

表 就労等に関する相談機関

就労に関する相談機関	
公共職業安定所（ハローワーク）	職業相談、職業紹介などの支援や、事業主に対する雇用の支援や指導等を行う。
障害者職業センター（札幌・旭川）	職業評価や職業準備の支援、ジョブコーチによる支援等を行う。
障害者就業・生活支援センター（道内11カ所）	就業及びそれに伴う生活に関する指導助言、職業訓練の斡旋など職業生活における自立を図るために必要な支援を行う。
その他の相談機関	
障害者総合相談支援センター（各支庁ごと）	市町村における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を行う。
発達障害者支援センター（札幌、函館、帯広、旭川）	発達障害のある人の幼児期から成人期に至るまでの様々なニーズに対し、総合的かつ一貫的な支援を行う。

